

質問及び回答

令和8年6月24日公表

No.	該当文書及び項目番号	質問	回答
1	仕様書 5 業務内容 (2) 地域交通人材の育成	「行政職員、交通事業者、運営主体、地域住民等」については徳之島全域（伊仙町、徳之島町、天城町）が対象になると考えて問題ないでしょうか。	本事業は伊仙町を主体として実施するものですが、地域交通に関する課題は徳之島全域で共通するものであることから、人材育成の対象者については伊仙町に限らず、徳之島町及び天城町の担当職員、関係課長、議会議員、交通事業者等の参加も想定しています。 なお、具体的な対象者及び参加方法については、事業目的及び実施内容を踏まえ、事業者との協議により決定するものとします。
2	仕様書 5 業務内容 (3) 地域交通に対する理解促進及び意識醸成 (4) 公共ライドシェア実証運行との連携	前項質問同様に伊仙町以外の2町（徳之島町、天城町）における公共ライドシェアの実証等が実施された場合それらも対象となりますでしょうか。	本事業における公共ライドシェア実証運行との連携について、伊仙町で実施する取組を基本とします。一方で、徳之島町及び天城町において公用ライドシェア等の取組が実施される場合には、徳之島全体の地域交通の持続可能性向上や人材育成に資すると認められるものについて、情報共有や事例研修等の対象として取り扱うことは可能です。 なお、具体的な連携内容については、事業目的及び予算の範囲内において、事業者との協議により決定するものとします。
3	仕様書 5 業務内容	地域公共交通会議の開催支援（3回）以外の取組（地域交通人材の育成、住民への理解促進・意識醸成等）について、回数・参加人数・実施形式に貴町として想定されている水準や最低要件はございますでしょうか。「実施規模は受託者の提案による」との記載に関し、提案の前提となる目安があればご教示ください	地域公共交通会議の開催支援（3回）以外の取組については、回数や参加人数等の一律の最低要件は設けておりません。 本業務の目的である「地域交通人材の育成」「地域住民の理解促進及び意識醸成」「持続可能な地域交通の推進体制構築」の実現に向けて、効果的な実施内容・規模・手法について提案者から提案を求めるものです。 なお、人材育成については、伊仙町職員に加え、徳之島町及び天城町の公共交通担当職員、関係課長、議会議員、交通事業者その他地域交通に関わる関係者等の参加も想定しております。

		い。	
4	仕様書 5 業務内容 (4) 公共ライドシェア実証運行との連携	令和7年度(令和7年11月~12月)に実施された公共ライドシェア実証運行については公表資料を拝見しております。本業務が連携する令和8年度の公共ライドシェア実証運行について、運行エリア・車両台数・運行主体(委託先の継続の有無を含む)・運行時期及び現時点での実施予定の確定状況をご教示いただけますでしょうか。	令和8年度公共ライドシェア実証運行については、運行エリアを伊仙町全域とし、町外医療施設、港湾施設、空港及び商業施設にもミーティングポイントを設置して運行する予定です。車両台数については現時点で4台での運行を想定しており、今後の検討状況に応じて増車する可能性があります。現時点では一般社団法人長寿子宝社への委託を想定しております。運行期間について、令和8年10月~令和9年1月の約4か月間の実証運行を予定しております。詳細については、今後変更となる可能性があります。本業務においては実証運行の計画・実施状況に応じた柔軟な連携を想定しております。
5	仕様書 5 業務内容 (6) 持続可能な地域交通に向けた体制づくり支援	本事業終了後(令和9年度以降)の運営主体は、協議会・NPO・社会福祉協議会・住民組織等のいずれを担い手として想定されておりますでしょうか。また、本業務で目指す「自走化」の到達イメージ(事業終了時点で地域主体が担える状態の水準)について、貴町のお考えをご教示ください。	本事業終了後においては、伊仙町が中心となって地域交通施策を推進することを想定しています。本業務においては、地域交通に関わる関係者の役割分担や連携体制を整理するとともに、行政職員のみならず、交通事業者や地域住民を含めた地域全体の人材育成につながる仕組みづくりを期待しております。また「自走化」のイメージとしては、事業終了後に外部コンサルタント等の支援に依存することなく、地域交通に関する協議・検討の場が継続的に機能し、公共ライドシェアを含む地域交通施策について、行政、交通事業者及び地域住民の関係者が主体的に課題を把握、データ分析、施策検討、運営改善および利用促進に取り組める状態を想定しております。
6	仕様書 4 履行場所 5 業務内容	会議・研修・住民向けの取組について、対面での開催が必須か、オンラインの併用が可能かをご教示ください。あわ	内容に応じてオンラインの活用も可能と考えておりますが、地域の実情把握や関係者との信頼関係の構築、住民との意見交換等を踏まえ、対面による実施を基本と想定しております。なお、現地訪問回数については特に定めておりませんが、業務目的の達成に必要な回数をご提案ください。

		せて、受託者の現地対応として想定される訪問回数を目安があればご教示いただけますと幸いです。	
7	実施要領 9 審査方法	プレゼンテーション審査（令和8年7月13日（月））について、開始時刻及び1者あたりの持ち時間の詳細、並びに会場のプロジェクター等の機材を貴町にてご用意いただけるかをご教示ください。	プレゼンテーション審査は令和8年7月13日（月）に伊仙町役場にて実施しますが、開始時刻については、参加資格審査結果通知時に別途お知らせします。持ち時間については、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度を予定しております。また会場にはプロジェクター及びスクリーンを準備します。パソコンについては各参加事業者にてご準備ください。
8	実施要領 7 企画提案書の提出 9 審査方法	企画提案書（任意様式）とは別に、当日のプレゼンテーション用としてパワーポイント等の投影資料を使用することは可能でしょうか。	使用可能です。なお、提案資料については、提出済みの企画提案書の内容を補足する範囲とし、新たな提案内容の追加は認めません。
9	実施要領 12 その他 （5）業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。	「業務の全部又は主たる部分を第三者へ再委託してはならない」とございますが、外部講師の登壇や調査・印刷等の一部協力について、再委託に該当しない範囲の考え方をご教示いただけますでしょうか。	業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは認めません。ただし、専門的知見を有する外部講師の登壇、印刷製本、アンケート集計、資料編集等の補助的又は付随的な業務については、受託者の責任の元で実施される場合に限り、再委託には該当しないものと考えます。具体的な取り扱いについては、契約締結後に町と協議のうえ決定するものとしします。